

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和3年8月16日（月曜日）		
開会	午後0時58分	閉会	午後1時36分
場所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 田村 繁巳 副委員長 朝野 和隆 委員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	雲坂 衛 砂田 典男		
事務局職員	調査係長 中川 真理 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	【経済観光部】 経済観光部長 平井 圭介 次長兼経済・雇用戦略課長 大野 正美 経済・雇用戦略課課長補佐 古網 竜也 企業立地・支援課長 西田 茂樹 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二		
傍聴者	6人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午後0時58分 開会

【経済観光部】

◆田村繁巳委員長 皆さんこんにちは。ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、経済観光部から報告を1件受けますので、よろしくお願ひします。

営業時間短縮等要請に伴う鳥取市の緊急支援について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 それでは、早速報告に入ります。

営業時間短縮等要請に伴う鳥取市の緊急支援について、報告をお願いいたします。平井部長。

○平井圭介経済観光部長 最初に、本日は閉会中に文教経済委員会を開催していただきましてありがとうございます。御案内のとおり、先月末に本市繁華街飲食店におきましてクラスターが相次いで発生しまして、急激に感染者数が増大してまいりました。それで、これを受けまして8月6日に営業時間の短縮要請が行われ、9日～22日までの今、時短の期間に入っております。

このような中、8月10日以降、鳥取県飲食生活衛生同業組合、それから鳥取小売酒販組合さんより要望が、そのほかの団体も含めて要望がありまして、この関連する事業者についての支援なりを検討してまいりました。本日これを取りまとめて、皆さんに御説明して実施に入りたいと思います。

なお、予算措置につきましては勝手ではございますけれども、急を要するという事で市長の専決処分とさせていただいて、9月議会で報告ということにさせていただきたいと思っております。詳しくは担当課長より御説明しますのでよろしく申し上げます。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。経済・雇用戦略課大野でございます。資料に沿って説明をさせていただきます。営業時間短縮等要請に伴う鳥取市の緊急支援についてということで大きく2つ、1つ目が周辺エリアの飲食店への緊急支援、それからもう1つはそのエリアへの納入事業者等への緊急支援ということで2本立てで制度をつくっております。

まず、2ページを御覧いただきたいと思っております。まず、繁華街飲食店への営業時間短縮要請に伴う周辺エリアの飲食店への緊急支援についてでございます。今般の営業時間短縮要請に伴いまして、影響を被ることが想定をされております時短要請エリアの近隣飲食店を対象としまして、その影響を緩和するための支援措置を行うことといたしました。

対象エリアにつきましては、3ページの区域図に示したエリアでございます。エリアの考え方としましては時短要請エリアと近接をしており、飲食業においてその影響を受けることが想定をされるエリア、加えてその時短要請エリアから徒歩圏内で飲食店が比較的集積しているエリア、もう1つが住民に分かりやすい通り、道路で区切られたエリアという考え方で対象区域を設定させていただいております。

支給要件につきましては、まず1番、食品衛生法に定める営業の許可を取得している飲食店事業者、これは宅配とかテイクアウトの店舗、それからホテル等で宿泊者のみに飲食を提供している宿泊施設の食堂等は対象外ということにしております。この考え方につきましては、時短要請エリアに係る県の協力金と全く同じ考え方で整理をしております。

それから支給要件の2番目でございます。対象となる店舗が令和3年8月9日より実施された営業時間短縮要請の対象区域の周辺エリア、これは先ほどの3ページに示している青く塗りつぶしてあるエリアでございますけれども、ここに所在をいたしまして、令和3年4月～7月の間で最も売上げが高い月、これ基準月と呼んでおりますけれども、こちらと比較して令和3年8月の売上高が20パーセント以上減少していること。

3番目としましては、通常20時以降も営業していることということで、時短の影響を受けているかどうか、ここを要件とさせていただきたいと考えております。

もう1つ、(4)番目ですけれども、鳥取県の新型コロナウイルス感染症予防対策協賛店、または新型コロナ安心対策認証店、いずれかを受けておられるということで、コロナ対策をしっかりしておられる店舗を対象という形にさせていただきたいと思っております。

次に支給額でございますけれども、1日当たりの売上高、これは令和3年4月～7月の最も高い月、いわゆる基準月の売上高によりまして3段階の支給額を設定しております。1日の売上

高が5万円以下のところが支給額は一律10万円、売上高が5万円超～15万円以下のところが一律20万円、それを超えるところが一律30万円という形の支給額にしております。申請方法等につきましては9月1日から申請を受け付けたいと思っております。10月29日まで申請を受け付けることとしております。申請方法につきましては電話予約による窓口申請のほか郵送、または電子申請による受付をしたいと考えております。

制度の詳細及び申請方法等につきましては支給手続きに係る要綱、様式等ただいま作成中でございます。でき次第、鳥取市公式ウェブサイトでお知らせをさせていただきたいと思っております。

予算額でございますけれども、まず、対象となる店舗数を約180件というふうに見込んでおります。これは4月から実施をいたしました飲食業等給付金における申請の売上規模別の割合を勘案いたしまして、1日の売上高5万円以下の店舗が約70パーセント、5万円超15万円が約20パーセント、1日の売上高が15万円超が10パーセントということで、これは飲食業等給付金における大まかな比率を掛けて算出をさせていただいております。加えまして、電話とか窓口対応の人材派遣に係る経費も合わせて計上させていただきたいと考えております。合わせまして事業費の合計が2,671万7,000円ということで専決予算として執行させていただきたいというふうに考えております。

4ページは先ほど説明しました内容をまとめたチラシを作成しておりますので御覧いただきたいと思っております。

続きまして5ページでございます。営業時間短縮要請に伴います納入業者等への緊急支援でございます。今般の営業時間の短縮要請に伴いまして、時短要請等実施した飲食店に食料品や物品等を提供する納入事業者、それからタクシー・運転代行業者、こちらのほうもかなり大きな経営上の打撃を受けているというふうに伺っております。特に酒類の小売卸につきましては、中には時短エリアの店への取引が8割近くを占めるような事業者もございます。また、運転代行につきましても、売上げがほぼゼロの状況であるというふうにも伺っております。これらの業種に対して売上減少に対する支援を行うことといたしました。

支給要件でございますけれども、対象業種大きく4つに分けております。まず、飲食店等と取引のある小売事業者でございます。営業時間短縮の対象となる飲食店へ直接かつ反復・継続して飲食店等の利用者が直接消費する食料品、または飲食するために直接使用する物品等を提供している事業者、こちらを対象としております。

2番目が飲食店取引事業者のうちの卸売事業者でございます。これは1の小売事業者に対して飲料を卸している事業者、こちらは酒とかノンアルコールとか、そちらの飲料を卸売をしている業者に限定をさせていただいております。それから3番目がタクシー事業者、4番目が運転代行業者でございます。支給要件の2番目といたしまして、これらの事業者につきましてはいずれも鳥取市内に本社、かつ鳥取市内に1か所以上の事業所を置く事業者といたしております。3番目としましては、6月1日以前から営業をしている納入事業者でありまして、対象飲食店と継続的な取引を行っている事業者という形にさせていただいております。

2番目の支給額でございます。まず、飲食店等の取引事業者、小売事業者でございます。こちらは令和3年7月または6月のいずれかの月の1日当たりの平均売上高、こちらから時短要請

期間内の1日当たりの平均売上高、こちらを引いたもの、いわゆるこちらの期間の売上げの減少額、減少度に応じまして、補助率20パーセント掛ける14日間、1日当たりの売上げがどれだけ落ちたか、それに対して20パーセント掛ける14日間を支援をさせていただくという形にしております。いずれも時短要請エリア内の対象飲食店との取引の売上高、こちらの売上高を出していただいて売上げの減少度に応じて支援をするという形にさせていただいております。

それから飲料の卸事業者につきましては、こちらはいわゆる小売事業者に飲料を卸している事業者でございますので、対象エリア内の飲食店等との直接取引がございませんので、こちらにつきましては、令和3年7月または6月の1日当たりの平均売上高から時短要請期間内の1日当たりの平均売上高、これを引いたものの5パーセントという形での支援掛ける14日間という形で考えております。

卸につきましては、こちらの時短営業エリア内の取引だけということではありませんので、幅広く市内全域で取引されているということも勘案しまして、補助率を小売りは20パーセントですが、卸は5パーセントという形にさせていただいております。

あと、タクシー事業者と運転代行業者でございますけれども、これも考え方は一緒でございます。7月または6月の1日平均の売上高から時短要請期間内の1日平均の売上高を引いた減少分に補助率掛ける14日間という形にさせていただいております。運転代行につきましては補助率30パーセント、それからタクシーにつきましては半分の15パーセントという形での補助率で考えております。タクシーにつきましては時短要請に伴いまして、売上げが減少しておりますが、日中も営業をされているということも勘案いたしまして、タクシー運転代行業者の半分の補助率とさせていただいているということでございます。いずれも支給の上限額は100万円という形にしております。

6ページを御覧いただけたらと思います。申請期間、方法等につきましては時短対象エリア周辺飲食店と同じでございます。9月1日から受付を開始させていただいて、10月29日までに申請を終えていただくという形にしております。

あと、5番目の予算額でございます。まず、小売事業者と卸事業者についてでございますけれども、飲食業等の給付金におきまして、申請者の直近の売上高を参考にさせていただいております。その申請の中で出てきております売上高から仕入率を勘案いたしまして、いわゆる時短要請期間内に時短エリアで飲料、食料品を卸している額の総額、ここをまず割り出して、いわゆるそれが丸々なくなる、仕入れが丸々なくなるというようなことを前提としまして、必要な予算額を算出しております。大体飲食店1店舗当たりの1日平均の仕入額が1万3,333円となっております。これ掛ける要請期間内の14日を掛けて、大体1店舗当たりこの期間内の仕入額が18万6,662円という形の推計を立てております。これ掛けるこの時短要請に伴う対象店舗570店舗を掛けると共にこの30パーセントですけれども、この小売業者に対しては補助率20パーセントとさせていただいておりますけれども、少しここは予算を多目に確保させていただきたいと思っておりますので、30パーセントを掛けさせていただいております。合わせて3,920万円の所要額を想定しております。

2番目がタクシー運転代行業者でございますけれども、これも先に実施しました飲食業と給

付金を受けるタクシー運転代行業者の令和2年の売上高を参考に算出をしております。タクシー、それから運転代行1日平均の売上高、これが減少率100パーセント、これも多目に掛けておりますけども、運転代行業者につきましても売上減少率……すいません。タクシー事業者につきましても売上減少率は60パーセント、運転代行につきましても丸々売上げがなくなるという前提での試算にしております。それぞれに補助率と地元の事業者数を掛けたもの、これを所要額ということで算出をさせていただいております。合わせまして合計事業費が3,675万7,000円ということで想定をしております。

いずれにつきましても予算につきましても、市長専決で対応させていただきたいというふうに考えております。それから財源につきましても国の交付金を丸々活用させていただくという形で考えております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

質疑に入りますが、質疑は今回の議題に絞って行っていただきますようお願いいたします。委員の皆様から質疑、御意見などございますか、長坂委員。

◆長坂則翁委員 簡潔に質問をしたいと思いますが、何点かお聞きをしてみたいと思います。そういった意味では、その区域以外にエリアを拡大いただいたというのは非常に有効な取組だろうというふうに思っておりますし、評価もしたいと思っております。総合計で6,340万程度使ったということでもありますけども、全額国が見てくれるということで。それでちょっとお尋ねしたいのですが、その前に米子市の例は飲食店の個人事業主が10万、それから納入事業者に20万、そんな報道もされていたと思うんですね。そういった意味で鳥取市の場合は3段階のランクづけを設けてやるということですから、よりきめの細かい取組をしていただけることだろうと思います。

それで5ページの一番頭にも表題にもありますように、その納入事業者等への緊急支援、それから1番の要件の(2)で、中小・小規模事業者、個人事業主等という表現になっているんですが、この等というのはどういう意味があるんですか。お答えください。

◆田村繁巳委員長 平井部長

○平井圭介経済観光部長 すいません、平井です。特に大きなこのふるいとか、意味はございませんが、それで事業者という言葉で簡単に言うと曖昧になってしまいますので、中小事業者なり小規模事業者なり、個人も含みますよという意味であって、大企業というのは多分該当はないと思いますので、大企業にならない事業者全てというような気持ちでありますので、特に何か除外する相手ということを意識しているわけではございません。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それでちょっとお尋ねしたいんですが、個人事業主、それから飲食店と言えども、ある意味では法人を持っておられる飲食店もあるだろうと思います。その法人の関係について特別何か変わった取組というのはあるんですか。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。今回の支援制度では法人それから個人事業主、特にそれを区別して考えているというようなことはございません。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで4ページに戻るんですが、このその他の、ほかにもありましたよね。2ページにもあるんですが、2ページの1番の（4）鳥取県の新型コロナウイルス感染症予防対策協賛店または新型コロナ安心対策認証店ということが条件になっていますよね。それでね、その対象店舗数が約180店舗ということになっておるんですが、この約180店舗中、この県のこの予防対策協賛店あるいは対策認証店、具体的に何店舗ぐらいあるんですか。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。今現状で、認定を受けられている店舗が何店あるかということは確認は取れておりません。今回この項目を入れさせていただいた趣旨は、もともと時短要請が新型コロナウイルスの感染拡大防止、そこの観点から設定されたものということで、今回周辺の対象エリアにつきましても、まずこの感染拡大の防止を図っていただく、そういう取組をやっていただくということをやはり前提条件にしたいと考えております。

それで、実際にこの感染拡大予防対策協賛店といいますのは、認証店というのももう1つありますけども、認証店よりも少しハードルが低い設定になっておりまして、県のほうに具体的にお店でやっている対策、これを県のガイドラインに従って対策を講じていただいて、届出をしていただくと協賛店になることができるというようなものでございますので、ぜひそういう形で、まだ協賛店になっておられない店舗につきましては、そういった方向で協賛店になるように取り組んでいただきたいなというふうに考えております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今の長野次長の答弁でいきますと、じゃ、これからでも認証店を受けていただいて、受けた後にその申請という順序を踏んでいくという理解でいいですか。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。おっしゃるとおりでございます。むしろこの制度を機に協賛店になれる店舗を増やしていく、そういうきっかけにしたいというふうにも考えております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 でも、この事業を取り組むに当たってね、そこら辺りの把握っていうのはある程度されていることが前提じゃないんですか。全く把握されておらずに事業スタート、もちろんさっき次長からもあったように、認証店という手順を踏んで申請という手続に入っていくんだということですが、まずもって、今までにやっぱり把握をしとくべきじゃなかったんですかね。どうなんですか。

◆田村繁巳委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 今回は予算的にマックスを出す必要がありましたので、とにかくこのエリア内に飲食業の許可を持っている店というのをマックスで、生活安全課のほうからリストを取って積算をしております。中にはもうやめてしまった店みたいなものもあるかもしれませんが、あくまで予算的なマックスということでありまして、そのコロナの協賛店については、基本ほとんど飲食関係は全て取っておられるはずですので、そこを今、細かくチェックし

てどうこうということは特に必要がないと思っておりますけども、申請の際に我々が県のほうに問い合わせチェックをするか、あるいは県から来た写しをつけていただくか、何らかの方法でそこは確認して、やはり何でもいっていいんじゃないかと、そういう対策をやっておられるところっていうことを意図しております。以上です。

◆**田村繁巳委員長** ほかにございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今回緊急にこういう支援を組み立てていただいたことは、市内の業者の皆さんの支援につながるということで評価したいと思います。ただ、幾つか質問したいと思います。

まず、今回エリアを周辺のエリア設定ということで、また新たなエリアが設定されるというところが何とも同じことがね、やっぱり繰り返されるんじゃないのかなって思うんですが、その辺の考え方を確認したいと思いますし、それから支給要件のところ、20パーセント以上減少しているという、今までよりも下げた設定かなというふうには思いますが、この辺の20パーセントというところの根拠といいますか、それをお聞かせください。

◆**田村繁巳委員長** 平井部長。

○**平井圭介経済観光部長** エリア設定の話からですけども、今回の措置の前のそもそもの時短の要請区域というのが、権限としては県にございまして、市の意見も聞いた上で県が要請区域ということでされたものですけども、そのときのこの一番中心の部分のエリアの設定というのはコロナの陽性者がクラスターも含めたくさん発生しているエリアということで、これを抑える必要があると。あくまで拡大防止ということでどこまでやるかという際に、そのクラスター及び周辺の陽性者発生店舗があるエリアを囲ったもの、大きな通りとか、そういうある程度はつきりとした方法で分かりやすいということで、感染を抑えるのに最低限これはやるべきだと。ただし、その周辺についてまで時短を要請するという必要はないという判断に至ったエリアが元のエリアです。その後で、飲食組合さんなんかからも話をお聞きした中で、例えば弥生町の山白川の反対側で向かい合っている通り、ほんとの向かいなのにエリアに入っていないと。繁華街が時短になったことで、そこにあぶれたお客さんが流れてくるのではという不安があると。そういったことになると、自分たちも何らかの休業とか時短とか考えたいんですけども、全く何にもないというのはあまりにもちょっと差が大きんじゃないのか、というような声もいただきました。ただ、その要望どおりに、じゃあ、例えば自発的に時短をやる場所に同じように協力金をというような意見を受けてそのままやると、結局は今回の青の部分でそういう時短をやっていただいたら同じようにやりますよ、支給しますよというようなことになった場合、そもそものエリア設定というのはどういうことなんだという議論にもなります。我々は、その周囲については時短をしていただくまでの必要はないという判断にしておりますので、やはりそのやり方というのはどうかと。

また、その流れてくるという考えと反対の考えとして、町なか全体が真っ暗になって客足が遠のいてしまう、その影響をみんなが受けているんだというような意見もございます。そういうことを総合的に考えると、その売上げがこの期間に落ち込むという影響、それから感染が恐いので何らかの対応をする、時短をするなり、例えば客席数を間引いてキャパを落とすなりっていうふうなことを対応して売上げが減った、そのどちらか、はっきりと個別には分かりませ

んけども、そういったいろんな意味合いでの給付・支援ということを考えて場合に、やはり売上げが20パーセント程度減ってるということが条件といいますか、要件にすれば、全く影響がないということとやっぱりその線引きができるのではないかと考えておりますし、やはり先ほどその客が流れてくるというようなことでいいますと、歩いて行ける範囲、ここが閉まってるからちょっとほかに足を伸ばそうというような範囲というのはやはり今回の青い区域がほぼ限度だろうと。もう全市ということになりますと、また全く違う支援なり給付っていう意味合いになりますので、そこは今回は拡大防止という観点、あるいはそもそもの時短要請に伴う影響ということにとどめさせていただいたということでもあります。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 20パー減少やエリア設定の理由をお聞きしましたが、ここからあぶれた方がエリア外のところに来られるというよりも、やっぱり本当に町全体が、中心街全体が本当に真っ暗になってお客さんが来なくなっているということが大きな影響を受けてる状況じゃないかなというふうに思います。じゃあ、それだけでとどまってるかということと全市がね、本当はさらに影響を受けているということだと思いますが、今回の支援は歩いて行ける範囲とかいうところに中心街で影響を受けている範囲ということで、エリア設定をしたということだと理解いたします。また、ぜひ全体的な問題は別の場合をお願いしたいと思います。

もう1つの納入事業者への緊急支援なんですけど、この納入事業者への緊急支援を考えたときに、県が指定したエリア設定に卸している小売業や飲食業に限るということなんですけど、そこと同じように影響を受けているところだというふうに今回エリアを市の制度として拡大したわけだから、そこに卸してるところもやっぱり対象にすべきじゃないのかなというふうに思うんですけど、その辺の考え方どうでしょうか。

◆田村繁巳委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 先ほどのエリア設定と同じ話で際限がないっていう、どこまでもなかなか見極めが難しい話になってきますので、やはり時短要請ということにダイレクトに関係が確認できるのが酒販、酒の小売関係だと思っております。今回、お酒の場合、飲料の場合は卸のほうもダイレクトにつながっているということで、率は落とさせていただきながらそういう支援を若干させていただくと。それ以外に直接食材を区域内に卸していらっしゃる部分については、はっきりと確認できるものは対象とさせていただきますけども、関連することを言い出せば本当にもう切りがないということになってきますので、今回、緊急的な絞った内容とさせていただきますので、御理解いただければと思います。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 いつも米子市と比べられるところがあるかと思うんですけど、やっぱり限って限ってということが何回も来てることだと思いますので、ぜひ本当に9月議会で、この1年半から続くコロナ禍の影響を受けている鳥取市の小売・中小業者に対する支援をぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは市長専決にという話があったわけで、午前に代表者会で同じこれは説明

があって、市長専決、金額的に言うと6,300万円というかなりの金額を専決処分するわけで、これは議会側のある程度の了解といいますか、了とするような形、市長の専決処分だから市長が専決しますって言ったならそれまでのことだけでも、今日のこの委員会もそういったことを含めて専決という前提の中で説明だというふうに私は理解するわけでありまして。今、専決処分は例えば事故等々での専決をやっているんですけども、議会の中では最大100万円、これは専決で認めましょうということになっているんですけども、今回のこの専決は言ってみれば大きな災害等々で、例えば議会を開催するあれができないというような状況の中での専決だというふうに思っています。

それで、これはこの委員会の中での話になるんですけども、この所管の委員会での、これは専決だから特に承認とかする話ではないけれども、我々議員のほうもこういった状況だからこれは専決については了とするというような形での、言ってみればそれぞれの議員がその辺りについては理解していただくというふうなのが必要なのかなというふうに思っております。ちなみに私はやはりこれ9月議会まで待つという話にはならんと思うんで、このたびの専決は市長としての正しい措置だというふうに思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 私ちょっと確認なんですけど、この周辺エリアには時短要請はしないということですね。

◆田村繁巳委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 はい。時短要請しないということでありまして。するかしないか、自発的にされる場合もあるかもしれませんが、そこを問うものではないということでありまして。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。はい。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないですね。はい。ないようでございますので、以上で全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時36分 閉会

文教経済委員会

(閉会中)

日時：令和3年8月16日(月)

午後1時～

場所：7階 第2委員会室

— 日 程 —

1 開 会

2 報告事項

- ・営業時間短縮等要請に伴う鳥取市の緊急支援について(経済観光部)

3 閉 会